

A I の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する
プリシンシブル・コード（仮称）（案）

1. 総論

（1）基本的な考え方（目的）

この文書は、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（令和七年法律第五十三号）の趣旨を踏まえつつ、EU A I Actにおける取組（透明性の確保のための措置や著作権保護のための措置）及びコーポレートガバナンスの分野におけるスチュワードシップ・コード等の取組（コンプライ・オア・エクスプレイン）を参考に、A I 事業者が行うべき透明性の確保や知的財産権保護のための措置の原則を定め、もってA I 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、権利者や利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的とする。

（2）この文書の適用を受ける対象

この文書は、「A I 開発者」及び「A I 提供者」（以下これらを総称して「A I 事業者」という。）に適用されるものとする。

- 「A I 開発者」とは、A I モデル・アルゴリズムの開発、データ収集（購入を含む）、前処理、A I モデル学習及び検証を通してA I モデル、A I モデルのシステム基盤、入出力機能等を含むA I システム（以下これらを総称して「A I システム」という。）を構築する役割を担う者（なお、その目的、法人・個人の別を問わない。）であって、当該開発に係るA I システムの全部又は一部を公衆（不特定の者又は特定多数の者をいう。以下同じ。）に提供した者をいう。
- 「A I 提供者」とは、A I システム検証、A I システムの他システムとの連携の実装、A I システム・サービスの提供、正常稼働のためのA I システムにおける利用者側の運用サポート又はA I サービスの運用を担う者（なお、その目的、法人・個人の別を問わない。）であって、A I システムをアプリケーション、製品、既存のシステム、ビジネスプロセス等に組み込んだサービス（以下これらを総称して「A I サービス」という。）を公衆に提供した者をいう。

明確化を期すため付言すれば、一の法人又は個人が保有するデータを用いて、その者のみが使用するA I システムを提供する者は、この文書の「A I 開発者」には含まれない。また、一の法人又は個人が保有するデータを用いて特化させたA I システムを搭載したA I サービスを、その者のみに提供する者はこの文書の「A I 提供者」には含まれない。

なお、日本国内に本店又は主たる事務所を有しないA I事業者であっても、A IシステムやA Iサービスが日本に向けて提供されている場合（日本国民が利用できる場合を含むがこれに限られない。）には、この文書の適用を受けるものとする。

（3）この文書が採用する手法

この文書は、A I事業者、A I利用者及び権利者が置かれた状況やそれぞれの意向等も踏まえて制定されたものであり、A I事業者に対して、A I事業者に帰属する情報（なお、営業秘密を含むがこれに限られない。）の強制的な開示を求めるものではなく、以下に示す原則についてコンプライ・オア・エクスプレインの手法により対応を求めるものである。

「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法とは、原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するよう求める手法である。すなわち、以下に示す原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。ただし、当然のことながら、A I事業者は、当該説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、利用者や権利者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。

なお、原則を実施しつつ、併せて自らの具体的な取組みについて積極的に説明を行うことも、利用者や権利者から十分な理解を得る観点からは有益であると考えられる。

（4）この文書の受け入れ状況の可視化

この文書の受け入れ状況を可視化するため、以下に示す原則を受け入れるA I事業者に対して、次の事項を期待する。

- 自らの管理及び運用するコーポレートサイト（A I事業者の概要、事業内容、製品情報等の公式情報を発信するウェブサイトをいう。）その他これと同等の機能を有するウェブサイト（以下、これらを総称して「コーポレートサイト等」という。）で次の事項を公表するとともに、内閣府知的財産戦略推進事務局所定の参考様式に基づきこれを届け出ること。
 - この文書に定める各原則を受け入れる旨（受け入れ表明）
 - この文書に定める各原則に基づく実施項目
 - ❖ 各原則の実施項目
 - ❖ 実施しない原則がある場合には、その理由の説明
- 各項目について毎年、見直し・更新を行うこと（更新を行った場合には、その旨も公表すること）

内閣府知的財産戦略推進事務局は、この文書に則ったコンプライ・オア・エクスプレインに係る参考様式を作成し、届出のあった事業者の一覧及び当該事業者が記載・公表した参考様式等へのリンク等を公表するとともに、関係省庁や関係団体の協力の下、積極的な届出を各業界に対して促すものとする。ただし、内閣府知的財産戦略推進事務局は当該届出の内容について審査を行うものではなく、第三者からの照会等についても回答しない。

2. この文書が示す原則及び例外

(1) この文書が示す原則

【原則1】

A I 事業者は、自らの管理及び運用するコーポレートサイト（A I 事業者の概要、事業内容、製品情報等の公式情報を発信するウェブサイトであって、すべての者が閲覧可能なものをいう。）その他これと同等の機能を有するウェブサイトにおいて、次の（1）及び（2）に定める各事項（以下これらを総称して「開示対象事項」という。）の概要を開示し、利用者及び権利者を含めたすべての者が閲覧可能な状態にする。

（1）透明性確保のための措置

次の各事項を開示するものとする。

ア 使用モデル関係

- 名称（識別子、バージョン 等）
- 公開日を含む来歴（過去のバージョンや修正履歴 等）
- アーキテクチャ・設計仕様（モデル開発において第三者と契約するライセンスの状況、使用に必要なハードウェア・ソフトウェアやライセンス 等）
- 利用規定（想定する用途や、制限・禁止されている用途の明確化 等）
- モデルのトレーニングプロセスの内容（トレーニングの方法、推論過程や判断根拠を含むパラメータの設定 等）

イ 学習データ関係

- 学習及び検証等に用いられたデータ（データの種類、ウェブク롤ルや第三者から取得した非公開のデータセット、公開データセット、他の手段で収集されたデータ、合成データの利用有無及び目的 等）
- クローラ（目的、データ収集期間、名称・識別子、第三者クローラの利用の有無及びその名称・識別子 等）

ウ アカウンタビリティ関係

- A I システム・サービスの開発・提供・利用中に行われた意思決定等について、技術的に可能かつ合理的な範囲で追跡・遡求が可能な状態の内容（記録方法、頻度、保存期間 等）

（2）知的財産権保護のための措置

次の各事項への対応状況について開示するものとする。

- 適切な権利遵守運用を実現するため、会社として知的財産権保護のための原則を策定し、責任体制を明確化するとともに、年1回以上これを見直し、その要旨を外部に公表すること。
- A I の開発・学習等も含めたデータの活用に関しては、他者の知的財産権を侵害しないこと。

- ペイウォール等のアクセス制限の尊重や robots.txt 等の機械可読な指示に従うクローラの採用等に取り組むこと。権利者による適切な措置のため、ユーザーインターフェント毎に上記の措置を公開し、変更時には通知すること。
- 学習したログを一定期間保持していること¹。
- いわゆる海賊版サイトなどへのクロール回避に取り組むこと。
- 知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置を講ずること。
- 利用者に対して、生成物が他者の知的財産権を侵害するものと考えられる場合には、これを利用すべきでない旨を周知すること。
- 電子透かし、C2PAその他のコンテンツの出所や来歴を証明するような技術を可能な限り実装すること。
- 権利者の適時適切な救済を確保するため、既存の体制を活用することも含め、適切な窓口を整備し、申出要件を可能な限り明確化するとともに、その対応記録を保存すること。

(細則)

- AI事業者が自ら進んで開示対象事項の詳細を明らかにしておくことを妨げるものではない。
- なお、開示すべき概要に係る記載の程度については、別途内閣府知的財産戦略推進事務局が開示する参考様式を参照されたい。

¹ ログの保存については、総務省・経済産業省「AI事業者ガイドライン（第1.1版）」18頁において、「①検証可能性の確保」として「AIの判断にかかる検証可能性を確保するため、データ量又はデータ内容に照らし合理的な範囲で、AIシステム・サービスの開発過程、利用時の入出力等、AIの学習プロセス、推論過程、判断根拠等のログを記録・保存する」、「ログの記録・保存にあたっては、利用する技術の特性及び用途に照らして、事故等の原因究明、再発防止策の検討、損害賠償責任要件の立証上の重要性等を踏まえて、記録方法、頻度、保存期間等について検討する」と記載されているところである。

【原則 2】

自らの権利又は法律上保護される利益の実現のために訴訟提起、調停申立て、ADR（裁判外紛争解決手続）その他の法的手続を現に行い又は法的手続の準備をしている者（なお、その者から委任を受けた弁護士及び法令により裁判上の行為をすることができる代理人を含む。）から、開示対象事項（「(1) 透明性確保のための措置 ア 使用モデル関係」記載の事項を除く。）について詳細の開示の求めがあった場合において、当該要求が次の事項を満たすときは、AI事業者は、当該要求に係る開示対象事項の詳細及び要求に対するAI事業者としての意見を開示する。

- ① 「自らの権利又は法律上保護される利益の実現のために訴訟提起、調停申立て、ADR（裁判外紛争解決手続）その他の法的手続を現に行い又は法的手続の準備をしている者」に該当することを示す理由が示されていること
- ② 開示に係る事項及び意見の利用目的が明示されており、かつ、開示を求める者が当該目的以外で利用しない旨を誓約していること
- ③ URL等のAI事業者において容易にアクセス及び確認可能な情報を示しており、かつ、当該情報との関係でAI事業者に対して開示を求める事項が特定されていること
- ④ AI事業者に対して求める意見が特定されていること

（細則）

- 原則 2 が示す開示要求の典型例は次のとおりである。
 - 自ら作品を創作してウェブサイト A に掲載している者が、当該作品と同一又は類似の AI 生成物を発見したため、AI 事業者に対して、当該ウェブサイト A の作品掲載ページの URL を示して、当該ドメインがクローラによるクロール対象に含まれているか、第三者から提供を受けた学習データの取得源に含まれているか等について開示を求める場合
 - robots.txt やペイウォールなどの対応をした上で自らのウェブサイト B に記事を掲載している者が、当該ペイウォール内の記事と同一又は類似する AI 生成物が出力されることを発見したため、AI 事業者に対して、当該ウェブサイト B の作品掲載ページの URL を示して、クローラの名称・識別子、第三者クローラの名称・識別子、ペイウォール・robots.txt の尊重の状況等について開示を求める場合
- ①に定める「理由」の程度については、要求を受けた AI 事業者において「自らの権利又は法律上保護される利益の実現のために訴訟提起、調停申立て、ADR（裁判外紛争解決手続）その他の法的手続を現に行い又は法的手続の準備をしている者」に該当すると信じるに足りる理由を示すことが求められる。

- 本原則では、開示対象事項の開示を求める者の権利又は法律上保護される利益の実現に支障を来すことのないよう、A I 事業者において可能な限り詳細かつ分かりやすい開示を行うための努力を払うことが求められる。また、開示が求められた学習データ等が営業秘密に該当すると考えられる場合などにおいても、まずは真摯に検討、協議することが期待される。
- A I 事業者において、技術的課題やコスト等を踏まえ、合理的な判断の下、過大な負担を回避するべく、開示対象事項の開示に係る対応方針を自ら明確化して公表することが望ましい。このような多様なコンプライ・オア・エクスプレインの蓄積により、優れた取組を行っている事業者に対し、市場原理に基づく評価が適切になされることが期待されるほか、A I 事業者・A I 利用者及び権利者の間の相互理解が深まることが期待される。
- 原則 2 の実施に際しては、一定の手数料を設定したり、例えば 1 回当たりの要求に係る開示対象事項を 5 つまで、同一人からの照会を 1 週間当たり 1 回までに制限するなどの回数制限を設けたりする等の濫用的な要求を防止する措置を講ずることが考えられる。ただし、開示の要求を萎縮させ、困難にし、または諦めさせるような手数料や回数制限を設ける等の措置をとらないよう留意が必要である。
- 開示対象事項を開示する時期については特定のルールを定めるものではないが、開示対象事項の開示を求める者の権利又は法律上保護される利益の実現に支障を来すことのないよう、合理的期間内にすみやかな開示を行うための努力を払うことが期待される。
- A I システム又はA I サービスを公衆に提供する者としての説明責任を果たす観点から、本原則を実施する体制構築ができていないことを述べるだけでは「エクスプレイン」として不十分とし、自社の事業規模等を勘案しつつ、当該体制構築が完了する時期を適切に説明するものとする。

【原則3】

A I 事業者の提供するA I システム又はA I サービスを用いて映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）を生成した者から、以下の①ないし④記載の事項を示した上で、以下の④記載のURLのドメインがA I 事業者の提供するA I システム又はA I サービスの学習対象に含まれているか否かに関する開示の求めがあった場合には、A I 事業者は、当該要求に係る事項の詳細及び要求に対するA I 事業者としての意見を開示する。

- ① 開示を求める者の生成に係る当該生成物
- ② 当該生成物を生成する際に用いたプロンプト
- ③ 当該生成物の利用目的
- ④ 当該生成物と同一又は類似するコンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第2条1項に定める「コンテンツ」をいう。）が掲載されたURL

(細則)

- 原則3が示す開示要求の典型例は次のとおりである。
 - 画像を生成することができるA I サービスAを利用してA I 生成物を生成した者が、当該A I 生成物と同一又は類似する画像がウェブサイトBに掲載されていることを発見した場合に、A I サービスAを提供するA I 提供者に対して、当該A I 生成物、当該A I 生成物を生成する際に用いたプロンプト、当該A I 生成物の利用目的及びウェブサイトBのURLを示して、当該URLのドメイン部分がA I サービスAに搭載されたA I システムを開発する際の学習データのクロール対象に含まれているか、第三者から提供を受けた学習データの取得源に含まれているか、仮にA I 提供者において回答できない場合には、A I サービスに搭載されたA I モデルを開発した者の名称について開示を求める場合
- 本原則では、開示を求める者のA I 生成物の利活用に支障を来すことのないよう、A I 事業者において可能な限り詳細かつ分かりやすい開示を行うための努力を払うことが求められる。また、開示が求められた学習データ等が営業秘密に該当すると考えられる場合などにおいても、まずは真摯に検討、協議することが期待される。
- A I 事業者において、技術的課題やコスト等を踏まえ、合理的な判断の下、過大な負担を回避するべく、開示に係る対応方針を自ら明確化して公表することが望ましい。このような多様なコンプライ・オア・エクスプレインの蓄積により、優れた取組を行っている事業者に対し、市場原理に基づく評価が適切になされることが期待されるほか、A I 事業者・A I 利用者及び権利者の間の相互理解が深まることが期待される。

- 原則3の実施に際しても一定の手数料を設定したり、例えば1回当たりの要求に係るURLの数を5つまでとし、同一人からの照会を1週間当たり1回までに制限するなどの回数制限を設けたりする等の濫用的な要求を防止する措置を講ずることが考えられる。ただし、開示の要求を萎縮させ、困難にし、または諦めさせるような手数料や回数制限を設ける等の措置をとらないよう留意が必要である。
- 開示する時期については特定のルールを定めるものではないが、合理的期間内にすみやかな開示を行うための努力を払うことが期待される。
- AIシステム又はAIサービスを公衆に提供する者としての説明責任を果たす観点から、本原則を実施する体制構築ができていないことを述べるだけでは「エクスプレイン」として不十分とし、自社の事業規模等を勘案しつつ、当該体制構築が完了する時期を適切に説明するものとする。

(2) この文書が示す原則に対する例外

AI事業者の中には、オープンソースソフトウェアを用いてAIシステムを開発し又はAIサービスを提供している者も存在している。これにより、開示対象事項の一部に開示及び説明のいずれも行なうことが困難な場合も存在し得ることが想定されるため、この文書は次の例外を定める。

【原則1ないし3に対する例外】

開発・学習段階（事前・事後学習）を行うAI事業者のうちオープンソースソフトウェアを用いて事業の全部または一部を実施しているAI事業者であって、開示対象事項の一部に開示及び説明のいずれも困難な事項が存在する者は、オープンソースソフトウェアを用いている事実及び当該オープンソースソフトウェアのライセンスの詳細等を明らかにすることで、当該事項の開示に代えることができる。

(3) 「エクスプレイン」を選択した場合に関する留意事項

A I 事業者が本原則の全部又は一部について実施せず、その理由を「エクスプレイン」するとしても、A I 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、利用者にとって安全・安心な利用環境を確保するというこの文書の目的に鑑み、実施しない原則に係る自らの対応について、利用者や権利者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。

なお、この文書の定める各原則を実施することを表明していた場合（すなわち、受入れ表明をしていた場合）であっても、利用規約等の規定に基づき開示対象を絞るなど、実質的にこの文書の定める各原則を実施していないと評価できる場合には別途「エクスプレイン」を要する。明確化を期すため付言すれば、契約又は利用規約においてこの文書の示す原則の適用を撤廃又は制限する規定（オーバーライド条項）が存在しているということを示すだけでは「エクスプレイン」としては不十分であり、なぜ当該規定を入れて撤廃又は制限をしているのかということを説明することを要する。

(4) その他の事項

政府においては、各事業者の公表内容や具体的な取組の状況等を評価し、政府が実施・運用する各種の事業や制度等において、一定のインセンティブを設けることも期待される。

また、この文書は、A I 事業者による対応の状況、国際的な取組の動向等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて改定を行うものとする。

以上